第1節 市民生活安定のための緊急対策

関係各部

大規模な災害が発生した場合は、家族の喪失、財産の喪失等大きな混乱状態が予想される。市 は、生活の安定、再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急 措置を講じるとともに、災害の規模や程度に応じて、貸付など必要な措置及び被災者の利便を図 るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

生活相談

(1) 総合相談所の開設

被災者及び被災事業者を総合的に支援するため、市は、必要に応じて総合相談所を設置す る。総合相談所は、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区に設置する こととし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

(2) 各種相談窓口の設置

総合相談所では、被災者の要望に応じて次のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、国及び県の担当部局と連携し、必要に応 じて関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施す る。この際、女性の相談員も配置されるよう努める。

また、被災の長期化に対応して、適宜、相談組織の再編等を行う。

- ア 生命保険、損害保険(支払い条件等)
- イ 家電製品の取扱い等(感電、発火等の二次災害対策等)
- 法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- エ 心の悩み相談(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
- オ 外国人(安否確認、母国との連絡、避難生活等)
- 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等)
- キ 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- 消費(物価、必需品の入手等) ク
- ケ 教育(学校)
- 福祉(身体障害者、高齢者、児童等)
- 医療・衛生(医療、薬、風呂等)
- シ 廃棄物(ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等)
- ス 金融(生活資金の融資等)
- セ 税 (徴収猶予及び減免等)
- ライフラインの復旧状況(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係)
- タ ガス消費機器の取扱い等(適合ガス種、ガス漏えい対策等)

351 〔魚津防〕

2 り災証明書の発行

租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅資金の貸付等に際し、当該災害によって被災した という証明が必要となるので、被災世帯に対して、「り災証明書」(様式12)を発行する。

(1) 発行手続

り災証明書の交付申請(様式11)が被害者からあった場合、「り災者台帳」(第2章35節「建物の被害認定調査」参照。確認できないものについては、申請者の立証資料)等に基づき発行する。ただし、火災に関するものは消防本部で取扱う。

(2) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

ア 住家、住家以外の建物の被害

- 全壊・全焼
- 流失
- · 大規模半壊
- 半壊・半焼
- ·床上浸水 · 床下浸水
- 一部損壊
- イ 人的被害
 - 死亡
 - 行方不明
 - 負傷
- ウ その他の物的被害

3 その他のり災証明

田畑等その他のり災証明は、当該対象の被害調査を所管する部署において発行する。

4 被災者のメンタルケア

災害に伴い被災者は、様々な精神障害に陥ることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、市は、県や各関係機関との連携のうえ、迅速できめ細かな対策を講じる。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- ア 茫然自失、無感情、無表情な状態反応
- イ 耐え難い災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- ウ 現実否認による精神麻痺状態
- エ 家族等を失ったためのショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態

352 〔魚津防〕

- オ 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、**心的外傷後ストレス症候群(PTSD)
- カ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り 症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

(2) 対策

心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関との連携のうえ、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- イ 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- ウ 専門施設での相談電話の開設
- エ 広報誌等による被災者への情報提供
- オ 小・中学校における児童・生徒へのカウンセリング

5 義援金、救援物資の取扱い

義援金、救援物資の取扱いについては、第2章第38節「義援金品の受付及び配分」参照。

6 各種支給制度

(1) 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律) 窓口:市

市は、条例の定めるところにより、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて、自然災害で、被害の程度が一定規模に達した場合に、その災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

ア 対象災害

- A 1市町村において、住居が5世帯以上滅失した災害
- B 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- C 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- D 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 支給額

- A 生計維持者 500万円以内
- B その他の者 250万円以内

^{**}心的外傷後ストレス症候群

⁽PTSD: post-traumatic stress disorders) 死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合を言う。

①外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。

②その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。

③緊張の強い興奮状態が続く。

ウ 支給遺族

支給順位	支給対象となる遺族	
1		配偶者
2	死亡孝の死亡当時において 死亡孝に上	子
3	死亡者の死亡当時において、死亡者によ り生計を主として維持されていた遺族	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
4		孫
5		祖父母
6		配偶者
7		子
8	上記以外の遺族	父母
9		孫
10		祖父母
11	死亡した者の死亡当時その者と同居し、 又は生計を同じくしていた遺族	兄弟姉妹

(2) 災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律) 窓口:市

ア 支給対象者

市は、条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給における対象災害と同一の範囲の 災害で、その災害により負傷又は疾病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定した ときを含む。)に次に規定する程度の障害を有する者を対象とし、災害障害見舞金を支給 する。

- A 両眼が失明した者
- B 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- C 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- D 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- E 両上肢をひじ関節以上で失った者
- F 両上肢の用を全廃した者
- G 両下肢をひざ関節以上で失った者
- H 両下肢の用を全廃した者
- I 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度がA~Hと同程 度以上と認められる者

イ 支給額

- A 生計維持者 250万円以内
- B その他の者 125万円以内

(3) 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法:平成10年法律第66号) 窓口:市

自然災害(地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害)によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対しその生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

ア 制度の対象となる自然災害

- A 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項の規定により同上第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなるものを含む。)が発生した市町村の区域に係る自然災害
- B 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
- C 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- D 上記A又はBに規定する市町村の区域を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)の区域に係る自然災害
- E 上記A~Cに規定する市町村の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)の区域に係る自然災害
- F A又はBの市町村を含む都道府県又はCの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)の区域に係る自然災害

イ 制度の対象となる被災世帯

- A その居住する住宅が全壊した世帯
- B その居住する住宅が半壊又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊 による危険を防止するため必要があること等のやむを得ない事由により、当該住宅を解 体し、又は解体されるに至った世帯
- C 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること等の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- D その居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(B及びCに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)
- ウ 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

- (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
 - A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

ſ	住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	被害程度	(イ-Aに該当)	(イ-Bに該当)	(イ-Cに該当)	(イ-Dに該当)
Ī	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200万円(又は100万円)。

エ 支援金の支給申請

A 申請窓口 市町村

B 申請時の添付書類 ①基礎支給金:り災証明書、住民票等

②加算支給金:契約書(住宅の購入、賃借等)等

C 申請期間 ①基礎支給金:災害発生日から13月以内

②加算支給金:災害発生日から37月以内

才 基金

国の補助を受けた被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

(4) 災害見舞金(魚津市災害等見舞金支給要綱) 窓口:市

市は、要綱の定めるところにより、災害で被害を受けた市民又は遺族に対し見舞金を支給する。(条例に基づく災害弔慰金・災害障害見舞金又は被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けた場合を除く。)

(1) 対象災害

ア 火災、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の飛込みその他これらに類する不慮の人為的 災害及び落雷

イ 風水害等による住宅損壊その他の自然災害(地震及び噴火によるものを除く。)

(2) 支給額

適用区分	被害の程度	見舞金
	全壊・全焼・流失	10万円
火災等	半壊・半焼	5万円
	床上浸水・部分焼(損)・水害	2万円
死亡	1人につき	5 万円

7 各種貸付制度

(1) 災害援護資金(災害弔慰金の支給等に関する法律) 窓口:市

ア 貸付対象者及び貸付限度額

市は、条例の定めるところにより、県内において「災害救助法」による救助が行われた 市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。

(平成20年4月1日現在)

貸付対象者	貸付限度額
① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
② 家財等の損傷ア 家財の1/3以上の損害イ 住居の半壊ウ 住居の全壊(エの場合を除く。)エ 住居全体の滅失又は流失	150万円 170万円 250万円 350万円
③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 イ ①と②のイが重複した場合 ウ ①と②のウが重複した場合	250万円 270万円 350万円
④ 次のいずれかの事由の1つに該当する場合であって、被災した住宅を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合ア ②のイの場合イ ②のウの場合ウ ③のイの場合	250万円 350万円 350万円

イ 貸付条件

A 所得制限

(平成24年4月1日現在)

世帯人数	市町村民税における総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1 人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住宅が滅失した場合にあっては、1,270万円

B 利率	C 措置期間	D 償還期間	E 償還方法
年3% (措置期間は 無利子)	3年 (特別の事情があ る場合は5年)	10年 (措置期間含む)	年賦又は半年賦

(2) 生活福祉資金(生活福祉資金貸付制度) 窓口:魚津市社会福祉協議会

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更正のために、民生委員、魚 津市社会福祉協議会の協力のもと、魚津市社会福祉協議会の行う福祉資金の貸付けを受ける ことができる。

種類	災害を受けたことにより臨時に 必要となる経費	災害を受けたことにより住宅の 補修、改築等に必要な経費
内容	災害による困窮から自立更正する ために必要な経費	住宅の増改築、補修、保全等に要 する経費
貸付対象	低所得者世帯、障害者世帯、要介 護高齢者世帯	低所得者世帯、障害者世帯、要介 護高齢者世帯
貸付限度額	150万円 (被害の状況に応じ住宅 資金との重複貸付で350万円)	250万円
措置期間	貸付の日から6か月以内 (災害の状況に応じ、2年以内)	貸付の日から6か月以内 (災害の状況に応じ、2年以内)
償還期間	措置期間経過後7年以內	措置期間経過後7年以內
貸付利子	無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%	

(3) 母子寡婦福祉資金(母子及び寡婦福祉法) 窓口:市

種類	住宅資金
対象災害	火災、風水害、地震など
貸付対象	母子家庭の母、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子(所得制限あり)で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、住宅の建設、購入、改修等を行う方
貸付限度額	200万円 (改修資金は150万円)
措置期間	貸付けの日から2年以内
償還期間	措置期間経過後7年以内 (改修資金は6年以内)
貸付利子	無利子(ただし、連帯保証人は必須)

(4) 富山県勤労者生活資金融資制度 窓口:北陸労働金庫(県内の支店)

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し県は不動産及び生活の復旧に必要な資金の貸付けを行う。

種 類	災害復旧資金
貸付対象	富山県内に居住しており、かつ、同一事業所に1年以上継続して勤務 している勤労者
貸付限度額	150万円
償還期間	5年以内
利 率	年2.2%、保証料別途年0.8%

8 職業の斡旋及び離職者に対する生活資金支援制度の周知

- (1) 災害による離職者の再就職について公共職業安定所に就職のあっせんを要請する。
- (2) 「離職者生活安定資金」、「離職者支援資金」の融資制度の周知を図る。

9 中小企業、農林漁業者に対する支援

(1) 中小企業への融資等

市は、災害により被害を受けた中小企業者の既往借入金について、償還の猶予や償還期間の延長等の要望に対して柔軟に対応するよう関係機関へ要請するとともに、必要に応じて新規融資制度の創設を含めた融資制度の拡充を検討する。また、県や政府系金融機関の災害復旧貸付制度等を周知することにより、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。

(2) 農林漁業者への融資等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者に対し農林水産業施設等の災害復旧資金及び経営維持安定に必要な資金について、㈱日本政策金融公庫の災害復旧にかかる貸付制度の周知を行い、また、必要に応じて新規融資制度等の創設を検討する。

ア ㈱日本政策金融公庫による融資

農業関係資金	・農業基盤整備資金
林業関係資金	・林業基盤整備資金(造林、林道)
漁業関係資金	・漁業基盤整備資金 (漁場・漁港整備) ・漁船資金
農林漁業共通	・農林漁業施設資金(共同利用施設、主務大臣指定施設) ・農林漁業セーフティネット資金

イ 関係金融機関等に対する要請

災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し必要に応じて関係金融機関等に要請する。

10 市税等の減免等

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、地方税法又は条例の規定に基づき、 申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付又は納入に関する期日の延長、市税等(延滞金 等を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を講じる。

(1) 納税期限の延長

災害により、納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は市税等を納付若しくは納入 できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 イ その他の場合、被災納税義務者等の申請に基づき、2か月を限度として延長する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税等を一時に納付又は納入できないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められたときは、更に1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価 の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災した納税義務者に対し条例の定めるところにより減免を行う。

11 その他の減免等

災害によって住宅等に著しい損害を受けたときは、その損害の程度に応じて、介護保険料、保 育料、水道料金等を減免する等特別な措置を講じる。

12 郵便業務に係る災害特別事務取扱等

(1) 郵便関係

ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被 災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

なお、取扱局は原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する郵便局と する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で 定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第2節 激甚災害の指定

本部室 関係各部

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に 関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速 やかに調査し、早急に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害 復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

1 激甚災害に関する調査

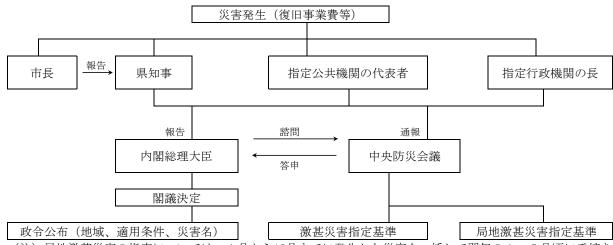
市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等をとりまとめ県 に報告する。災害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了 するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の発生
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 災害の程度(災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項)
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

県は、市からの調査報告を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定条件を満たす場合 は、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう 努める。

2 激甚災害指定の手続き

県は、国の機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続きをとる。



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1~2月頃に手続き を行う。

3 特別財政援助の交付(申請)手続

激甚災害の指定を受けたときは、関係各部は速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に 提出する。県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助 金の交付手続を行う。

4 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は、資料14-2参照(激甚災害指定基準)。

第3節

公共土木施設の災害復旧計画

関係各部

民心の安定及び経済的・社会的活動の早急な回復を図るため、災害により被災した公共施設の 災害復旧は、災害復旧関係法令等に定められた一連の業務に基づき、事業計画を速やかに策定し、 迅速に実施する。

1 災害復旧計画の策定等

(1) 復旧(復興)方針の決定及び復旧計画の策定

公共土木施設を所管する各関係部課は、その被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに 災害復旧計画を策定する。また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、関係機関が連携して復 興計画を策定する。

(2) 災害査定の促進

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、県と協議しながら査定計画を立て、査定が速やかに行えるよう努める。なお、被害の状況により特に緊急を要する場合は、 緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

2 指導・助言制度の活用

(1) 緊急調査の実施

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じて県を通じて 国に対して緊急調査を要請し、国の指導・助言を得る。

(2) 災害アドバイザー制度の活用

被害が甚大又は広範囲に及ぶなど特別な災害が発生した場合は、必要に応じてアドバイザー制度(災害復旧技術専門家派遣制度)を活用し、災害に対して知見を有する専門家より指導・助言を得る。

災害復旧技術専門家派遣制度のフロー

